

資料 1

建築・都市整備・道路委員会
令和 2 年 1 2 月 1 4 日
道 路 局

市第 64 号議案 横浜市道路占用料条例の一部改正について

1 改正理由

道路占用料の算定にあたっては、固定資産税評価額や国の道路占用料の算定方法を基に算出しております。固定資産税の評価替え及び国の道路占用料の改定が3年ごとに行われており、前回の道路占用料の改定から3年を経過することから、道路占用料条例を一部改正します。

2 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

3 道路占用料の改定による歳入見込額

本市の固定資産税評価額が上昇したことなどにより、道路占用料による収入が増収する見込みです。今回の改正による令和 3 年度の歳入見込額は、令和 2 年度の予算額に比べ、241 百万円増の **6,840 百万円** です。

(単位：百万円)

種 別	2 年度予算額	3 年度見込額	差引
企業占用(電気・通信・ガス)	5,348	5,550	202
一般占用(足場、看板等)	1,251	1,290	39
計	6,599	6,840	241

4 改正内容

道路占用料条例の別表を改正します。主な占用物件の単価については以下のとおりです。

占用物件	単位	占用料(改正前)	占用料(改正後)
第一種電柱(電線 3 以下)	1 本/年	3,000 円	3,100 円
足場	1 m ² /月	1,200 円	1,400 円
看板 ^{※1}	1 m ² /年	12,000 円	14,000 円
地下に設けるもの(1階) ^{※2}		A×0.005(円)	A×0.005(円)
トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの ^{※2}		A×0.013(円)	A×0.011(円)
地下埋設管	1 m/年	110 円～ 3,300 円	120 円～ 3,300 円

※1 個人又は中小企業者から申請された突出看板については、改正前と変わらず、1 m²当たり 3,000 円/年となります。

※2 表中の A とは、近傍類似の土地の価格を平均して算定するものです。

【参考】道路占用料の算定

道路占用料は、一般的な土地利用における賃借料に相当するもので、次の式により算定しています。

$$\text{道路占用料} = \text{①道路価格} \times \text{②使用料率} \times \text{③修正率} \times \text{④占用面積}$$

(円/㎡) (%) (%)

① 道路価格【本市の固定資産税評価額を基に算定】

道路価格は、直近の「平成31年度固定資産税評価額」を基に、広範に設置される物件に適用する平均地価格と、主に商業地に設置される物件に適用する商業地価格を算定しています。

種別	前回	今回	差引
平均地価格	112,473 円/㎡	118,608 円/㎡	6,135 円/㎡
商業地価格	311,784 円/㎡	354,724 円/㎡	42,940 円/㎡

② 使用料率【国と同じ率を適用】

使用料率は、土地の価格に対する賃借料の割合を示すもので、広範に設置される物件に適用する定額物件（平均地）、主に商業地に設置される物件に適用する定額物件（商業地）、また、地下街など占用件数が限られている物件に適用する定率物件を用いています。

種別	前回	今回	差引
定額物件(平均地)	4.84%	4.64%	▲0.20%
定額物件(商業地)	3.71%	3.86%	0.15%
定率物件	3.39%	3.25%	▲0.14%

③ 修正率【国と同じ率を適用】

修正率は、上空や地下など道路空間の一部を使用する物件や、高架下など土地利用に制約を受ける物件について、補正するものです。

種別	前回	今回
高架下（建築物）	3/8	1/3
高架下（その他）	3/8×5/7	1/3×5/7

④ 占用面積

占用される面積です。